令和９年度市民税・府民税申告書の書き方

京都市

◆申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方で、以下の方

１．源泉徴収票に記入されていない所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、配偶者や扶養親族にかかる控除など）を受けようとする方

２．各種申請手続き等で、課税額・所得額等の欄に「０円」等の金額が入った所得・課税証明書が必要な方

３．その他申告義務がある方

◆申告期限　…　令和９年３月１５日（月）

申告期限までに申告書の提出が無いと、国民健康保険料の算定等各種制度の適用等に影響が生じる場合があります。

◆申告書の提出先

令和９年１月１日現在にお住まいの住所地を管轄する**市税事務所各市民税担当**

申告書の提出は 郵送 又は eLTAX をお勧めします。

★郵送で申告される場合、申告書に加えて、次のものが必要です★

○マイナンバーカードの両面の写し（コピー）
　マイナンバーカードをお持ちでない場合は、「本人確認書類の写し」と「個人番号が確認できる書類の写し」を同封してください。

○その他、医療費明細書など控除に必要な書類（必要な書類は２ページ及び４ページをご確認ください。）

※控えが必要な方は、申告書の写し（コピー）をご準備のうえ、返信用封筒（１１０円分の切手を貼って宛名等を記入したもの）と一緒にお送りください。

★eLTAX で申告される場合、次のものが必要です★

○スマートフォンまたはパソコン

○マイナンバーカード及び電子証明書の暗証番号

※ホームページやマイナポータル等を経由して、電子申告が可能です。**詳しくはこちら⇒**

★窓口で申告される場合は、申告書に加えて、次のものをご持参ください★

○マイナンバーカード
　マイナンバーカードをお持ちでない場合は、「本人確認書類」と「個人番号が確認できる書類」

○その他、医療費明細書など控除に必要な書類（必要な書類は２ページ及び４ページをご確認ください。）

提出先

京都市市税事務所

＜所在地＞〒６０４－８１７５
　京都市中京区室町通御池南入円福寺町３３７
　ビル葆光（ほうこう）

＜交　通＞地下鉄「烏丸御池駅」４－１出口から西へ約１００m
　※駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

＜開庁時間＞午前８時４５分～午後５時
　（※土、日、祝日及び年末年始は開庁しておりません。）

令和９年２月１６日～３月１５日（土、日、祝日除く）は、各区役所・支所に「臨時窓口」を開設し、令和９年度の申告書を受け付けますが、**混雑緩和のため、お電話での相談、郵送での提出にご協力ください。**

	担当名	担当地域	電話番号
３階	市民税第１担当	中京区	075−746−5819
		北区・上京区	075−746−5824
	市民税第２担当	山科区・伏見区醍醐	075−746−5837
		伏見区・伏見区深草	075−746−5834
４階	市民税第３担当	右京区	075−746−5843
		西京区・西京区洛西	075−746−5849
	市民税第４担当	左京区・東山区	075−746−5863
		下京区・南区	075−746−5872

●　３月１６日以降に申告書を提出した場合、申告内容反映後の所得・課税証明書の発行が遅れる場合があります。

令和９年度の所得・課税証明書は令和９年６月１日から発行できますが、申告期限（３月１５日）後に申告書を提出された場合、申告内容の反映が間に合わない場合があります。その場合、申告内容反映後の証明書が発行可能となるのは、７月中旬以降となります。

申告期限後に申告書を提出された方で、６月１日以降に早急に申告内容を反映した証明書が必要な場合は、申告書の提出の際に市税事務所各市民税担当にご相談ください。

◆この申告書の書き方は、令和９年１月１日現在の法律に基づいています。

所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料などをあなたが令和８年中に支払ったり、又はあなたの給与や公的年金から差し引かれたりした場合には、その全額について控除を受けることができます。
【必要書類】国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書

⑭小規模企業共済等掛金控除… あなたが令和８年中に小規模企業共済掛金又は市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。
【必要書類】掛金の額と氏名を証する書類

⑮生命保険料控除… あなたが令和８年中に生命保険契約の保険料、介護医療保険及び個人年金保険契約などの保険料を支払った場合には、当該控除を受けることができます。
【必要書類】生命保険料控除証明書などの支払額を証明する書類

⑯地震保険料控除… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が居住している家屋を保険の目的とする地震保険契約、又は地震等を原因とする火災・損壊・埋没による損害に基因して保険金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分のために、あなたが令和８年中に保険料を支払った場合には、当該控除を受けることができます。なお、経過措置として、平成１８年１２月３１日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の旧長期損害保険料控除が適用されます。
【必要書類】地震保険料控除証明書などの支払額を証明する書類

⑰寡婦控除… あなたの合計所得金額（※１）が５００万円以下で下記「⑱ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに該当する場合は、２６万円の当該控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は不可。）
（１）令和8年１２月３１日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人
（２）令和8年１２月３１日現在、夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人

⑱ひとり親控除… 令和８年１２月３１日現在、婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、次の（１）（２）の両方に該当する方は、３０万円の当該控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は不可。）
（１）令和８年中の総所得金額等（※２）が６２万円以下の生計を一にする子を有する。
（他の方の同一生計配偶者又は扶養親族になっている場合は除く。）
（２）令和８年中の合計所得金額（※１）が５００万円以下であること。

⑲勤労学生控除… 令和8年１２月３１日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和８年中の合計所得金額（※１）が８９万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が１０万円以下）の場合、２６万円の当該控除を受けることができます。

⑳障害者控除… 令和8年１２月３１日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、１人につき２６万円（ただし、これらの者が特別障害者の場合には、１人につき３０万円）の当該控除を受けることができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族と常に同居している場合は、１人につき５３万円の控除を受けることができます。

障害者
（１）身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている人で、特別障害者でない人
（２）精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、特別障害者でない人
（３）精神又は身体に障害のある年齢６５歳以上の人で、保健福祉センター長の認定を受けた人　など

特別障害者
（１）いつも心神喪失の状態にある人
（２）身体障害者手帳の障害等級が、１級又は２級と記入されている人
（３）精神障害者保健福祉手帳の障害等級が、１級として記入されている人
（４）精神又は身体に障害のある年齢６５歳以上の人で、障害の程度が、（１）又は（２）に準ずるものとして保健福祉センター長の認定を受けた人
（５）常に就床を要し複雑な介護を要する人　など

㉑配偶者控除… **㉓扶養控除** あなたと生計を一にして、令和８年中の合計所得金額（※１）が６２万円以下の配偶者や年齢１６歳以上の扶養親族がいる場合、当該控除を受けることができます。事業専従者は当該控除の対象にはなりません。あなたの合計所得金額が 1,000 万円超の場合、配偶者控除の適用を受けることができませんが、配偶者の障害者控除の適用等のために配偶者を申告する場合は、配偶者の氏名等を記入のうえ、同一生計配偶者の□にチェックしてください。

㉒配偶者特別控除… あなたの令和８年中の合計所得金額（※１）が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く。）がある場合で、配偶者の合計所得金額が６２万円超１３３万円以下のときは、当該控除を受けることができます。

㉔特定親族特別控除… 以下の（1）（2）の両方に該当する「特定親族」がいる場合、当該控除を受けることができます。
（１）あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、事業専従者を除く。）
（２）令和８年中の合計所得金額（※１）が６２万円超１２３万円以下
当該控除を申告する場合は、当該親族の氏名等を記入のうえ、「特親」の欄に〇を記入してください。また、「控除額」欄には当該親族の合計所得金額に応じた控除額を記入してください（控除額は５ページ参照）。
【必要書類】扶養親族等が国外居住の場合証明書類の提示又は添付が必要（５ページ参照）。詳細は各市民税担当へ。

16 歳未満の扶養親族…（控除対象外）平 23.1.2 以降生 あなたと生計を一にし、令和８年中の合計所得金額（※１）が６２万円以下の 16 歳未満の扶養親族がいる場合に氏名等を記入してください。
【必要書類】国外居住の場合証明書類の提示又は添付が必要（５ページ参照）。詳細は各市民税担当へ。

㉗雑損控除… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和８年中の総所得金額等（※２）が６２万円以下の者に限る。）が令和８年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、当該控除を受けることができます。
●雑損控除額は、次の（１）又は（２）のいずれか高い方の金額です。
（１）（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等 × １０%）
（２）（災害関連支出額－保険金等で補てんされる金額）－５万円
【必要書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書、り災証明書など

㉘医療費控除… あなたが令和８年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものの合計額が一定額を超えるときは、当該控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日健康保険組合などから払戻しを受けた金額などを記入してください。
●医療費控除額は、支払った医療費（保険金等で補てんされる金額を引いたもの）－総所得金額等（※２）×５%
（ただし、１０万円を超える場合は１０万円）の額です。（最高限度額２００万円）

また、あなたが令和８年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費が１万 2,000 円を超え、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを受けているときには、上記医療費控除との選択により医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができます。（最高限度額 88,000 円）
【必要書類】医療費控除の明細書（詳細は５ページ参照）、セルフメディケーション税制の明細書

記入の説例

（１）所得の内容　**給　　与**　（収入金額）　428,765 円　（所得金額）　０円
公 的 年 金　（収入金額）2,907,051 円　（所得金額）1,807,051 円

（２）控除の内容　**社会保険料控除**　（社会保険の種類）後期高齢者医療保険　（支払った金額）　85,000 円
（社会保険の種類）介護保険　（支払った金額）　90,000 円
生命保険料控除　（保 険 の 種 類）新一般生命保険料　（支払った金額）　35,000 円
（保 険 の 種 類）介護医療保険料　（支払った金額）　10,000 円
地震保険料控除　（支払った金額）　6,500 円
配 偶 者 控 除　（妻）京都花子　昭 22.4.7 生　所得 100,000 円　（給与収入８４万円）同居
特定親族特別控除　（子の子）京都一郎　平 17.8.1　生　所得 980,000 円　（給与収入１７２万円）同

令和８年度分 市民税 府民税 申告書

（宛先）京都市長
提出年月日　令和 8 年 3 月 4 日
住所　京都市中京区寺町通御池上る本能寺前町488番地
令和8年1月1日現在の住所（上記と同じ場合は記入不要）
職業・勤務先　株式会社○×
屋号
電話番号　（ 075 ）●●●－●●●●
自宅（携帯）電話番号　（ 075 ）×××－××××

フリガナ　キョウト　タロウ
氏名　京都　太郎
生年月日　明・大・昭・平・令 22 年 11 月 16 日
世帯主の氏名　京都　太郎　続柄　本人
個人番号　1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
確認チェック欄　個人番号の確認 □　本人確認 □

○この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料控除	後期高齢者医療保険	85,000 円
	介護保険	90,000
小規模企業共済等掛金控除		
	合　計	175,000

	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
生命保険料控除	35,000 円	円

地震保険料控除	6,500 円	円

寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除：寡婦控除 □（死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚）／ひとり親控除 □／勤労学生控除 □（学校名）

障害者控除	氏名	障害の程度 □身体 □精神 □その他（ ）　級・常
	氏名	障害の程度 □身体 □精神 □その他（ ）　級・常

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日 明・大・昭 22・4・7
	京都　花子	配偶者の合計所得金額 100,000 円
	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

特定親族特別控除・扶養控除

	氏名	生年月日	続柄	個人番号	控除額
1	京都　一郎	明・大・昭・平・令 17・8・1	子の子	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	41 万円
2					万円
3					万円

当該親族等が特定親族である場合には、「続柄」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	氏名	生年月日	続柄	個人番号
1		平・令		
2		平・令		
3		平・令		

当該の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。　扶養控除額の合計　円

	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除			
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	災害関連支出の金額
	円	円	円

	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
医療費控除	□医療費 □セルフメディケーション 円	円

1 収入

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	428,765
公的年金等		キ	2,907,051
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	0
雑	公的年金等	⑦	1,807,051
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計（⑦+⑧+⑨）	⑩	1,807,051
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	1,807,051

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	※
小規模企業共済等掛金控除	⑭	※
生命保険料控除	⑮	※
地震保険料控除	⑯	※
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	※
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	※
配偶者（特別）控除	㉑～㉒	※
扶養控除	㉓	※
特定親族特別控除	㉔	※
基礎控除	㉕	※
⑬から㉕までの計	㉖	※
雑損控除	㉗	※
医療費控除 区分 □	㉘	※
合計（㉖+㉗+㉘）	㉙	※

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・府民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

令和９年度分の申告に後日差し替え

※裏面にも記入していただく欄があります。→　□ 裏面を記入しました。

収入金額等及び所得金額（裏面の明細も記入してください。）

収入金額… 令和８年中に収入することの確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を記入してください。
必要経費… 収入を上げるために必要なものに限られます。たとえば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した生活費は含まれません。
青色申告特別控除… 所得税について青色申告を行うことを承認されている人は、青色申告特別控除として 10 万円を差し引くことができます。ただし、営業、農業、その他の事業、不動産、山林所得の金額の合計額を限度とします。
所得金額… 収入金額から、必要経費及び青色申告特別控除額等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額。所得金額調整控除がある場合は適用後の金額）を記入してください。

①営業等… 販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等）などから生じる所得（農業以外から生じる所得）を記入してください。
【必要書類】 収入及び必要経費のわかる収支内訳書など

②農業… 農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業などから生じる所得を記入してください。

③不動産… 地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。

④利子… 国外で支払われる預貯金等の利子などの国内で源泉徴収されない所得を記入してください。
次の所得については、課税されませんので、申告する必要はありません。
（１）所得税で源泉分離課税され、道府県民税利子割を分離課税された利子所得
（２）所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得

⑤配当… 法人から受ける利益の配当、出資の配当、証券投資信託（公社債投資信託等を除く。）の収益の分配等の所得を記入してください。所得税において確定申告をしないことを選択した非上場株式等の少額配当等については、市民税・府民税では他の所得と総合して課税されますので、配当所得に含める必要があります。
ただし、上場株式等の配当等のうち道府県民税配当割が特別徴収（天引き）されているものについて、所得税と市民税・府民税で異なる課税方式を選択することはできないため、確定申告を既にされている場合は、本申告をする必要はありません。

⑥給与… 給与、賃金、賞与などの給与に係る所得を記入してください。
給与所得金額の速算表… 給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

給与収入金額：A		給与所得金額	
０円 ～	740,999 円以下	０円	
741,000 円以上	2,190,999 円以下	A−740,000 円	
2,191,000 円以上	2,192,999 円以下	1,451,000 円	
2,193,000 円以上	2,195,999 円以下	1,453,000 円	
2,196,000 円以上	2,199,999 円以下	1,456,000 円	
2,200,000 円以上	3,599,999 円以下	B=A÷4 (1,000 円未満切捨て)	B×2.8−80,000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下		B×3.2−440,000円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A×90%−1,100,000 円	
8,500,000 円以上		A−1,950,000 円	

※所得金額調整控除の適用がある場合は適用後の金額を記入してください。（計算方法は５ページ参照。）

⑦公的年金等… 公的年金等（※遺族年金や障害年金は除く。）に係る所得を記入してください。
公的年金等に係る雑所得の速算表… 公的年金等の収入金額に応じて、次により計算します。

○（12 月末時点で 65 歳未満の方）昭３７．１．２以降生

公的年金等の収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円未満	A−600,000 円	A−500,000 円	A−400,000 円
130 万円以上 410 万円未満	A×0.75 −275,000 円	A×0.75 −175,000 円	A×0.75 −75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	A×0.85 −685,000 円	A×0.85 −585,000 円	A×0.85 −485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	A×0.95 −1,455,000 円	A×0.95 −1,355,000 円	A×0.95 −1,255,000 円

○（12 月末時点で 65 歳以上の方）昭３７．１．１以前生

公的年金等の収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円未満	A−1,100,000 円	A−1,000,000 円	A−900,000 円
330 万円以上 410 万円未満	A×0.75 −275,000 円	A×0.75 −175,000 円	A×0.75 −75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	A×0.85 −685,000 円	A×0.85 −585,000 円	A×0.85 −485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	A×0.95 −1,455,000 円	A×0.95 −1,355,000 円	A×0.95 −1,255,000 円

⑧業務… 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの所得を記入してください。

⑪総合課税の譲渡… 土地建物等以外の資産の譲渡による所得を記入してください。保有期間が５年を超える場合は、長期譲渡に、５年以下であれば短期譲渡に該当します。
一時… 生命保険金などのような一時的な所得を記入してください。計算は、申告書裏面 10 を利用してください。
※ 特別控除（上限 50 万円）について、一定の順序により差し引きされます。

⑨その他… 他のいずれの区分（分離課税となるものを含む。）にも該当しない所得（例：生命保険契約等による年金）を記入してください。

注） 所得控除や扶養親族については、令和８年 12 月 31 日現在（年の途中で死亡された場合は死亡の時点）での現況により判定されます。
※１ 合計所得金額… 純損失や雑損失などの繰越控除前の総所得金額、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除く。）の合計額をいいます。
※２ 総所得金額等… 合計所得金額から純損失や雑損失などの繰越控除をした後の金額をいいます。

★令和８年中の所得等が次のいずれかに該当する人は、申告書とともに市民税・府民税申告書（分離課税等用）を提出してください。

〇租税特別措置法第 31 条に規定する長期譲渡所得のある人
〇租税特別措置法第 32 条に規定する短期譲渡所得のある人
〇租税特別措置法第 37 条の 10 に規定する株式等譲渡所得等のある人
〇租税特別措置法第 41 条の 14 に規定する先物取引に係る雑所得等のある人
〇退職所得のある人（ただし、支払いの年の１月１日に日本国内に居住している場合の申告は不要）　など
※上記の申告書が必要な場合は各市民税担当までご連絡をお願いします。（連絡先は１ページ参照。）

★所得金額調整控除について

①給与収入が 850 万円を超える方

次の（1）～（3）のいずれかに該当する方については、下記の方法で算出された金額を給与所得から差し引くことができます。

（給与の収入金額（上限 1,000 万円）－850 万円）×10%
（1）本人が特別障害者に該当する。
（2）同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する。
（3）23 歳未満の扶養親族を有する。

同一生計配偶者、扶養親族について…合計所得金額が６２万円以下で、青色事業専従者又は事業専従者に該当しない方をいいます。対象者を申告書裏面の１５ 所得金額調整控除に関する事項に記入をお願いします。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、その合計額が１０万円を超える方

以下の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

（給与所得（上限 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限 10 万円））－10 万円

★医療費控除の明細書について

医療費控除の申告をする際には、医療費の領収書をもとにご自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

※「医療費の領収書」の添付は不要となりますが、作成された明細書の内容に疑義がある場合等、京都市から「医療費の領収書」の提示を求める場合がありますので、５年間は自宅にて保管してください。

医療費控除の明細書及び記載方法はこちらからダウンロードできます。⇒

★扶養親族等の所得要件について

令和９年度以降の市・府民税から、以下の各種控除や制度の適用を受ける場合の所得要件等が４万円引き上げられます。令和８年度以前の市・府民税については引き上げ前の金額となりますので、申告される際はご注意ください。

（１）同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額・・・・・62 万円（改正前 58 万円）以下
（２）ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等・・・・・62 万円（改正前 58 万円）以下
（３）雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等・・・62 万円（改正前 58 万円）以下
（４）勤労学生の合計所得金額・・・・・・・・・・・・・・・89 万円（改正前 85 万円）以下

★日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について

日本国外に居住する扶養親族（国外居住親族）について、留学生や障害者、送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認できる者を除く 30 歳以上 70 歳未満の成人である場合、令和６年度以降は扶養控除の対象とならないこととされました。また、国外居住親族に関する扶養控除その他の所得控除の適用を受ける場合、証明書類の提示又は添付が必要となりますので、申告される際には、１月１日にお住まいの住所地を所管する各市民税担当へご相談ください。

★特定親族特別控除の控除額について

２ページの特定親族特別控除を申告する際は、特定親族の合計所得金額に応じた以下の控除額を記入していただく必要があります。詳しい書き方は、２ページの「㉔特定親族特別控除」欄及び３ページの記入例をご確認ください。

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
62万円超95万円以下	45万円	100万円超105万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円
95万円超100万円以下	41万円	105万円超110万円以下	21万円	115万円超120万円以下	6万円
				120万円超123万円以下	3万円

●「個人市・府民税について詳しく知りたい」、「税額の計算方法を知りたい」、「税額試算がしたい」、「税制改正の内容を知りたい」、「申告書のダウンロードや作成をしたい」

⇒　京都市情報館のサイト内検索で「個人市・府民税」と検索してください。

（詳しくはこちら）⇒

≪あなたの申告内容を下欄に控え、来年度の参考にご活用ください。≫

お電話でお問い合わせ時に必要になりますので、
申告書右上の「お問合せ番号」をご記入ください。 ⇒

お問合せ番号

令和９年度分　市民税・府民税申告書＜申告内容＞

令和９年度分の申告書に後日差し替え